

学校いじめ防止基本方針

東京都北区立王子第三小学校
平成26年8月29日策定
令和3年4月1日一部改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、東京都北区立王子第三小学校に在学するすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめに関する問題を克服することを目的に策定するものです。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さないよう、学校全体で迅速かつ組織的に対応します。その前提として、やられている側が「いじめ」であると感じたらいじめであるという考えを全教職員で共有します。さらに、いじめはどの子にも起こる可能性があるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめを「しない、させない、見逃さない」よう未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示していきます。

2 いじめ対策のための校内組織

校長、副校長、教務主幹、生活指導部（主任および担当）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等で「いじめ対策プロジェクト」を設置し、児童の実態や情報を交換し、いじめ防止等の対策を推進していきます。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

（別表）

4 教育委員会や関係諸機関との連携

- （1）いじめにより児童の生命や心身に重大な被害が生じたり、長期にわたって欠席を余儀なくされたりしている疑い等の重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の対応などを協議します。これは、児童や保護者から直接いじめが原因で重大事態に至ったとの申し出があった場合も同様とします。
- （2）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命や身体、財産等に重大な損害が生じる恐れがある場合は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめの事実が確認された場合は直ちに当該児童の保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童およびその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめの事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認める場合は、学校教育法第11条の規定に沿っていじめを受けた児童の保護を最優先しながら、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自ら行った行為を反省・改善して健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について教職員で自己評価を行うとともに、学校関係者からの評価もいただき、両方を合わせた結果を公表します。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特別活動・総合） ○個々の価値観等の理解（道徳・特別活動・総合） ○奉仕的体験活動への積極的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の様々な場面で善悪の判断を育成 ○自他のものを区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲームの約束作り ○地域での様々な体験活動への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人での児童への声かけ ○個別面談やアンケートによる情報収集（ふれあい月間：6月・10月・2月） ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があったときの即時対応と原因の追究 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な会話やコミュニケーション ○服装の汚れや乱れ、けがやあざのチェック ○持ち物の把握（紛失や破損、増加に注意） ○お小遣い等のお金の使い方（収支の管理） 	
い じ め の 早 期 対 応	暴力を う い じ め	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時の見回りなど、被害が継続しないための体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○何があってもいじめられた児童を守るという強い姿勢を見せることと、親身になって話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○スクールカウンセラーや関係諸機関（児童相談所、警察等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守るための対応への理解 ○事実の冷静な確認と我が子の言い分の聞き取り ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を わ な い い じ め	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 ○休み時間や登下校時の見回りなど、被害が継続しないための体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○何があってもいじめられた児童を守るという強い姿勢を見せることと、親身になって話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係諸機関（教育相談、カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守るための対応への理解 ○事実の冷静な確認と我が子の言い分の聞き取り ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行 為 に が く 分 か い り じ め	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちに対するの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りを通して、つらさの的確な把握と迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○何があってもいじめられた児童を守るという強い姿勢を見せることと、親身になって話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守るための対応への理解 ○事実の冷静な確認といじめられた児童の言い分の聞き取り
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担するのと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○他人の言いなりにならず、自分の意志で行動する大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者にならず学校や保護者に通告できるよう指導 ○どんな場合でも、決していじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭・PTAの取組	<ul style="list-style-type: none"> ○我が子に関心を持ち、寂しさやストレスに気づくための啓発（PTA講演会の実施等） ○わが子のがんばりをしっかり認める・ほめること、いけないことははっきり叱ることの実践啓蒙 ○母親任せにせず、父親も積極的にかかわるなど共同で子育てを行うことへの啓発
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○公園や広場、近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡、報告